県産ヒノキ販路開拓支援事業実施要領

制定（平成２７年３月２７日　林第６８７号）
一部改正（平成２８年３月２９日　林第９１７号）
一部改正（平成２９年３月２３日　林第９１６号）
一部改正（平成３０年３月２９日　林第９４７号）
一部改正（令和　３年３月２６日　林第８４６号）
一部改正（令和　４年３月２３日　林第７１７号）
一部改正（令和　６年３月２９日　林第７５２号）
一部改正（令和　７年３月２６日　林第８２０号）
一部改正（令和　７年５月　１日　林第１９９号）
最終改正（令和　８年６月１６日　林第２１２号）

第１　趣旨

県内ヒノキ等の人工林資源は年々充実してきており、適切な林業生産活動を通じて森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るためには、県産材の需要拡大を進めることが不可欠である。

本県は、美作地域を中心に、西日本有数の木材集積・加工地として発展してきたが、近年、住宅着工戸数の低迷等に伴い、製材品出荷量は減少傾向にあることから、県産材の新たな販路の開拓は重要な課題となっている。また、本県は全国有数のヒノキの素材生産量があり、その供給力を継続するため、県内の木材団体等が取り組む海外への輸出等県産材の国内外への販路拡大及び新製品開発等の取組を支援し、持続可能な林業・木材産業の発展を推進する。

なお、本事業の実施に当たっては、岡山県補助金等交付規則（昭和 41 年岡山県規則第 56 号。以下「規則」という。）及び岡山県林業振興事業補助金交付要綱（昭和 41 年 12 月 26 日付け林第 522 号。以下「要綱」という。）によるほか、この要領によるものとする。

第２　事業種目

事業種目は、次のとおりとする。

（１）県産材販路開拓支援

海外において県産ヒノキ製材品の品質の高さをＰＲし、商談を通じた販路開拓を行うため、海外で開催される展示会・商談会への出展、消費者への普及活動、市場調査等を行う。

（２）国内マーケット開拓支援

国内における県産ヒノキ製材品、ＣＬＴ、ＪＡＳ製品等の販路拡大に向けたマーケティング戦略等の企画立案、販売促進・商談活動、事業者相互の連携等を行う。

（３）新製品・新用途開発支援

県産材の魅力をＰＲできる新製品（商品）開発や既存製品の新用途開発（土木分野での利用等）等の取組を支援する。

第３　事業実施主体

事業実施主体は、次のとおりとする。

事業種目（１）　一般社団法人岡山県木材組合連合会

事業種目（２）　岡山県森林組合連合会、一般社団法人岡山県木材組合連合会

事業種目（３）　団体及びグループ

第４　補助対象経費

補助対象経費は、別表１のとおりとする。

第５　補助率

補助率は、次のとおりとする。

事業種目（１）　補助対象経費の 1/2 以内とし、補助金の上限額は別途通知する。

事業種目（２）　補助対象経費の 1/2 以内で、1,100 千円を上限とする。

事業種目（３）　補助対象経費の 1/2 以内で、550 千円を上限とする。

第６　事業計画

（１）事業実施主体は、様式第１号により事業計画書を作成し、様式第２号により別に定める日までに農林水産部長に提出するものとする。

（２）農林水産部長は、計画書の内容について審査し、適当と認めるときは、事業計画を承認するとともに予算の範囲内で補助金の交付の内示を行うものとする。

（３）承認された事業計画を変更する場合は、上記に準じて行うものとする。ただし、軽易な変更については、この限りでない。

第７　事業実施期間

事業は、計画が承認された同一年度内に完了しなければならない。

第８　補助金の交付申請

（１）事業実施主体は、補助金の交付の内示があった場合は、要綱第３条の規定により補助金等交付申請書を作成し、知事に提出するものとする。

（２）知事は、補助金等交付申請書の内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、事業実施主体に通知するものとする。

（３）事業実施主体は、補助金の交付決定を受ける前に事業に着手してはならない。

第９　補助事業の検査等

知事は、補助事業の適正を期すため必要があるときは、事業実施主体に対し報告を求め、又は職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

第 10　補助事業の実施状況報告

知事は、必要があると認めるときは、補助事業の実施状況の報告を求めることができるものとする。

第 11　補助事業の実績報告

（１）事業実施主体は、事業が完了したときは、要綱第９条の規定により実績報告書を作成し、様式第４号による事業実施報告書を添付して、知事に提出するものとする。

（２）知事は、実績報告書の提出があったときは、速やかに関係書類等を審査し、内容を適当と認める場合には、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

第 12　県の事業推進体制

知事は、事業の適切かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて、事業の計画や実施

に当たって事業実施主体に対する助言を行うものとする。

第 13　事業実施上の留意事項

新製品・新用途開発支援において開発した製品については、おかやま森づくり県民税を活用したものであることの周知等を行うこと。

第 14　帳簿及び証拠書類の保管

補助事業者は、当該事業に係る収入及び支出について帳簿及び証拠書類又は証拠物を事業完了後５年間整理保管しなければならない。なお、補助金については補助事業者の有する他の経理と区分しなければならない。

第 15　その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附　則

この要領は、平成 27 年度から適用する。

附　則

この要領は、平成 28 年度から適用する。

附　則

この要領は、平成 29 年度から適用する。

附　則

この要領は、平成 31 年度から適用する。

附　則

この要領は、令和３年度から適用する。

附　則

この要領は、令和４年度から適用する。

附　則

この要領は、令和６年度から適用する。

附　則

この要領は、令和７年度から適用する。

附　則

この要領は、令和７年５月１日から適用する。

附　則

この要領は、令和８年６月１６日から適用する。

別表１（第４関係）

県産ヒノキ販路開拓支援事業の補助対象経費

事　業　種　目	事　業　区　分	補助対象経費
県産材販路開拓支援	１　海外での展示会・商談会への出展、消費者への普及活動、市場調査等	ア　旅費 イ　役務費
国内マーケット開拓支援	１　マーケティング戦略等の企画立案 ２　販売促進・商談活動 ３　事業者相互の連携	ア　賃金 イ　報償費 ウ　旅費 エ　需用費 オ　役務費 カ　委託料 キ　使用料及び賃借料
新製品・新用途開発支援	１　協議会の設置・運営、情報収集、情報交換 ２　販売促進・商談活動 ３　事業者相互の連携 ４　新製品・新用途開発に係る試作品の製作	ア　報償費 イ　旅費 ウ　需用費 エ　役務費 オ　使用料及び賃借料

（注１）県産材販路開拓支援における補助対象経費は、事業実施主体が選定した県内企業（出展企業・普及活動実施企業）等が中国等での展示会に出展等を行うため、事業実施主体が当該企業等に対して経費の一部を補助するのに必要な経費とし、補助率等は、別紙のとおりである。

（注２）補助対象経費のうち、賃金とは、アルバイト、職員の賃金とし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含む。